

富津市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等（以下「事業者等」という。）との連携により、市の自主財源の確保、経費の縮減及び市民サービスの向上を図るため、市が実施する広告事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物、封筒等
 - イ 市の管理するホームページ
 - ウ 市の構築物
 - エ その他広告掲載が可能なもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に事業者等の広告を掲載若しくは掲出し、又は愛称等を付与することをいう。
- (3) 広告事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 広告掲載により、広告掲載料を徴収する事業
 - イ 広告掲載により、物品又は役務の提供を受ける事業
 - ウ その他広告媒体を活用した事業
- (4) 所管部局等 富津市行政組織条例（昭和46年富津市条例第10号）第1条の部、消防本部、水道部、教育部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のうち、広告事業を実施しようとする部局等をいう。

(広告事業の範囲)

第3条 市長は、広告事業の実施に当たっては、その内容及び表現が社会的に信用度の高いものでなければならないことに留意した上で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告事業の対象としないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 各種法令に違反している事業者が行うもの

- (4) 誇大表示、不当表示その他表現等が不適切なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるもの

2 広告事業に関する基準は、市長が別に定める。

(広告事業の実施)

第4条 所管部局等は、広告事業の実施に当たっては、当該事業の内容に応じ次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告媒体の規格及び数量
- (3) 広告を掲載する位置及び期間
- (4) 事業者等の募集及び選定方法
- (5) 広告掲載に係る申込みの時期及び方法
- (6) 広告掲載料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要となる事項

(審査委員会)

第5条 広告事業の内容等に疑義が生じた場合その他広告事業について重要な事項を決定する場合は、庁議構成員（富津市庁議に関する規則（昭和46年富津市規則第42号）第2条第1項に規定する庁議を組織する者をいう。以下この条において同じ。）で構成する広告事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行うものとする。

2 審査委員会の決定は、庁議構成員の過半数が出席する会議において、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは、市長の決定するところによる。

3 審査委員会の庶務は、所管部局等において行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、広告事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。